

全国健康保険協会福島支部「健康事業所宣言」事業所の加入者を対象とした スポーツジム等優待制度の特典サービス提供事業者の募集について

全国健康保険協会福島支部（以下、福島支部という。）が実施している「健康事業所宣言」事業に参加している事業所（以下、宣言事業所という。）を対象として、健康増進に資する特典サービスを無償で提供いただける企業（以下「パートナー企業」）を募集します。

1. 事業の目的

福島支部の事業である「健康事業所宣言」の一環として、健康増進関連事業を行っている企業と連携し、健康増進に資する特典サービスを加入者に提供することを目的とします。

2. 特典サービスの募集範囲

スポーツクラブやフィットネスクラブ等における会費等の優遇。

なお、新規会員のみならず、既存会員についても対象とすること。

3. 覚書の締結及び契約期間

特典サービスの提供にあたっては、パートナー企業と福島支部で覚書を締結することとします。

なお、契約期間は原則として、覚書の締結日から当該年度末までとします。

期間満了の2か月前までにパートナー企業、福島支部のいずれかから更新しない旨の申し出がない場合、更に1年間契約を更新するものとし、以後同様とします。

4. パートナー企業の選考

福島支部において、パートナー企業および特典サービスの内容を精査し、採用の可否について判断します。

なお、選考の結果は、書面にて通知します。なお、選考にあたっては政治的・宗教的な内容を含むと判断されるものを除くこととします。

5. 申込方法

下記の担当者までお電話ください。

ご申請なさる旨のお電話をいただいた後、当支部より必要書類を送付しますので、別に定める期限までに提出していただきます。

全国健康保険協会福島支部
「健康事業所宣言」事業所の加入者を対象とした
スポーツジム等優待制度の特典サービス提供事業者 公募要領

本特典サービスの提供事業者(以下「パートナー企業」)を公募いたします。

1. 事業の目的

全国健康保険協会福島支部(以下、「福島支部」)の事業である「健康事業所宣言」の一環として、健康増進関連事業を行っている企業と連携し、健康増進に資する特典サービスを加入者に提供することを目的とします。

【健康事業所宣言について】

従業員の健康づくりに取り組むことを事業主に宣言いただき、協会けんぽ福島支部が健康づくりの取り組みを支援するもの。

2. 特典サービスの募集範囲

スポーツクラブやフィットネスクラブ等における会費等の優遇。

なお、新規会員のみならず、既存会員についても対象とすること。

3. 募集要件

- (1) 加入者に対し、無償で特典サービスの提供が可能であること。
- (2) 特典サービスを再委託することなく実施可能であること。
- (3) 特典サービスの提供にかかる経費は、全てパートナー企業で負担できること。
ただし、福島支部が行う特典サービスの広報に係る費用を除く。
- (4) 福島県内に本社または支店・営業所等を有していること。
- (5) 本事業の履行にあたって知り得た加入者の情報について、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、社会規範、公序良俗等を遵守することができると認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

4. 応募方法

(1) 提出書類

	様式	必要部数
(1) 応募申込書	様式 1	1 部
(2) 会社概要および事業概要がわかるもの	任意	7 部
(3) 特典サービスに関する補足資料 (任意提出)	任意	7 部
(4) 暴力団等排除の誓約書	様式 2	1 部
(5) 保険料納付にかかる申立書 日本年金機構から発行される「納入告知書 領収証書 (写)」等を直近 1 年分添付すること。	様式 3	1 部

※提出された書類は返却しません。

(2) 受付期間: 令和 7 年 2 月 20 日以降、随時 (応募書類は郵送または窓口にて受付)

5. パートナー企業の選考

福島支部において、パートナー企業および特典サービスの内容を精査し、採用の可否について判断します。

なお、選考の結果は、書面にて通知します。なお、選考にあたっては政治的・宗教的な内容を含むと判断されるものを除くこととします。

6. 覚書の締結

特典サービスの提供にあたっては、パートナー企業と協会支部で覚書を締結することとします。

7. 契約期間

原則として、覚書の締結日から当該年度末までとします。

期間満了の 2 か月前までにパートナー企業、協会けんぽ福島支部のいずれかから更新しない旨の申し出がない場合、更に 1 年間契約を更新するものとし、以後同様とします。

8. その他

(1) 特典サービスの実施に関し、福島支部から個人情報の提供はできません。

(2) パートナー企業における特典サービス対象者の確認は、福島支部が作成し、「健康事業所宣言」事業所へ配布する優待チラシ (優待券) を想定しています。なお、優待チラシ (優待券) には事業所名称記載欄を設け、事業所が必要事項を記載したうえで、従業員へ配布する仕様とします。

(3) 福島支部ホームページでパートナー企業と優待サービスの内容を広報します。

【本件担当、連絡先】 全国健康保険協会福島支部 企画総務グループ
住所: 〒960-8546 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8 階
電話: 024-523-3916 FAX: 024-523-3841

パートナー企業応募申込書

令和 年 月 日

全国健康保険協会福島支部
支部長 遠藤 隆男 様

所在地

事業所名

代表者名

⑩

「全国健康保険協会福島支部「健康事業所宣言」事業所の加入者を対象とした
スポーツジム等優待制度の特典サービス提供事業」のパートナー企業に応募します。

提供可能な特典サービスの内容

担 当 者	部署名	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

※ 添付書類

1. 会社概要および事業概要がわかるもの(任意様式)7部
2. 特典サービスに関する補足資料(任意提出・任意様式)7部
3. 暴力団等排除の誓約書(様式2)1部
4. 保険料納付にかかる申立書(様式3)1部

※日本年金機構から発行される直近1年分の「納入告知書 領収証書(写)」等を添付のこと。

住所（所在地）

称号又は名称

代表者職・氏名

印

暴力団等排除の誓約書

私は、当社が各種法令を遵守することを誓約するとともに、下記の事項についても誓約いたします。

この誓約書に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何らの賠償ないし補償を求めません。全国健康保険協会に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

記

当社は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員との間で、社会的な非難の対象となる関係を有している者

令和 年 月 日

様式3

保険料納付に係る申立書

全国健康保険協会福島支部長 殿

(直近1年間)

令和 年 月分から令和 年 月分の保険料について、添付の(領
証書(写)、納付証明書(写)又は保険料の納付が確認できる書面)の通り、
未納のないことを申し立てます。

案件名: 全国健康保険協会福島支部「健康事業所宣言」事業所の加入者を対象とした
スポーツジム等優待制度の特典サービス提供事業

所在地

会社名

代表者名

印

* 日本年金機構から発行される「納入告知書 領収証書(写)」等を該当月分について、
全て添付してください。